

○財務省告示第百十一号

関税定率法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十六号）及び関税法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十八年財務省令第三十一号）の施行に伴い、関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）第一条の三、第八条、第十条及び第十一条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）第三条第五項第四号ニの規定に基づき、同号ニに規定する財務大臣が定めるところを定める件（平成十七年三月財務省告示第百三十号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

前文中「第一条の三」を「第一条の四」に、「第三条第五項第四号ニ」を「第三条第五項第六号ニ」に改める。

本則中「第一条の三」を「第一条の四」に改める。